

平成 29 年第 6 回三浦市教育委員会定例会会議録

○日 時 平成 29 年 6 月 28 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

○場 所 三浦市役所第 2 分館 教育委員室

○次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 署名委員の指名

松 尾 恒 廣 委員、 下 里 矩 生 委員

4 教育長報告

(1)三浦市長選挙の結果等について

(2)平成 29 年第 2 回三浦市議会定例会について

(3)6 月及び 7 月の主な行事等について

5 報告事項

(1)平成 29 年 5 月の後援名義等使用について

(2)一般社団法人みうら学・海洋教育研究所に係る決算及び事業計画について

6 審議事項

(1)議案第 13 号 平成 29 年度三浦市一般会計補正予算（第 1 号）に関する申出について

(2)議案第 14 号 平成 29 年度三浦市教育委員会所管事務事業点検・評価基本方針について

7 その他の事業について

(1)夏のスポーツ行事について

(2)みうらっ子ライブラリー「花いっぱいになあれ読書スタンプラリー」の開催結果について

(3)みうらっ子ライブラリー「こわーい！？おはなし会」の開催について

(4)三浦市社会教育講座「みうらの夏野菜をおいしく食べる料理講座」の開催について

(5)三浦市社会教育講座「したうら塾」の開催について

(6)三浦市社会教育講座「親子やきもの教室」の開催について

(7)平成 29 年度版 三浦市社会教育講座について

8 その他

9 閉 会

○出席委員（５名）

教 育 長	三 壁 伸 雄
教育長職務代理	菊 池 恵
委 員	松 尾 恒 廣
委 員	下 里 矩 生
委 員	玉 井 恵 理

○説明のために出席した職員

教 育 部 長	君 島 篤	教 育 総 務 課 長	増 井 直 樹
学 校 教 育 課 長	八 卷 貞 司	学 校 給 食 課 長	松 下 彰 夫
文化スポーツ課長	堀 越 修 一	初声市民センター館長	見 上 正 行
青少年教育課長兼図書館長	細 田 昭 次	みうら学・海洋教育研究所事務局長	渋谷 総 一

○事務局出席者

教育総務課教育総務グループリーダー	長 島 正 紀
-------------------	---------

○傍 聴（０名）

○三壁教育長 それでは、ただいまより平成 29 年第 6 回三浦市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、はじめに前回会議録の承認を行います。

前回会議録の案につきましては、すでにお手元に送付してございますが、本案修正等に関する皆さまのご意見を頂戴したうえで、誤字脱字等の修正については教育長一任とすることについてご承認いただきたいと思います。

修正等のご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言等なし)

○三壁教育長 なければお諮りします。

前回会議録について、別添「平成 29 年第 5 回三浦市教育委員会定例会 会議録」のとおりとすることについて、併せて、誤字脱字等の修正については教育長一任とすることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○三壁教育長 ご異議ないようですので、前回会議録についてそのようにいたします。

本日の定例会の会議録署名委員に松尾委員と下里委員を指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

○三壁教育長 それでは、次第 4 「教育長報告」になります。

私から何点か報告をいたします。

まず 1 つ目はご承知のとおり、6 月 18 日に三浦市長選挙が 12 年ぶりに行われました。吉田英男市長が 4 期目の当選となったわけであります。体制については変わることなく、これまでの路線でスピード感を持って政策を推進していくということでございます。6 月 26 日に開催された臨時部長会の際に、各部長に対して指示ということで、市長自らのお話がございました。特に印象的だったのは、初心に帰って様々な事にあたっていくということで、執行機関についてもよろしくお願ひしたいとのことでした。既にこれまでと同様動き出しているということです。

2 つ目は、6 月が市長選でしたので、三浦市議会定例会については 7 月の 10 日から 21 日までの開催となります。教育委員会関係の議案については、後ほど担当からご報告がございします。

3 つ目は、6 月及び 7 月の教育委員会に関係する主な行事をお話ししておきたいと思ひます。

まず、市民スポーツ大会については毎年 10 月に開催しておりますが、今年で 39 回目になります。今年度も動き出していると報告を受けています。1 回目の運営委員会については、6 月 26 日に初声地区、昨日 6 月 27 日に三崎地区、週明けの 7 月 3 日に南下浦地区で行われます。例年よりも 1 か月前倒して、運営委員会が始まったということです。

教育委員会としては、この大会の存続に危機感を感じています。本来地域で行うものですが、行政が関わっていかなくてはできないイベントです。ところが子ども会が段々少なくなってきたということもあって、数年前に、子ども会指導者の中から廃止論が出てきたんですね。それで2年前にこちらの方で3地区の区長会長と話し合いをしまして、今までのやり方を踏襲していくのではなく、開催時間を短縮するとか、プログラムの内容を精査するなど、やり方を考えていきたいと思いますと話しました。特に、リレーが目玉という認識が非常に強い中であって、メンバーが揃わないということで、子ども会の指導者からは子どもたちにかわいそうな思いをさせてしまうという話がありましたが、それでも廃止にするのはやめておきましょうと話しながら準備を進めたのが37回、38回大会です。結局2回とも雨で中止になってしまいましたが。こういったいきさつも含め、前倒しして皆さんで考え、周知も徹底して、10月に向けて取り組んでいこうということで第1回運営委員会でありました。

それから、5月の定例教育委員会のときにお示ししましたが、ウォーナンブールからの派遣生受入れが7月11日から16日まであります。特に7月15日のお別れパーティーですが、教育委員の皆さんにもご案内が届いていると思います。お時間がありましたらご出席をお願いします。

それから、同じく7月15日、16日に海南神社の夏例大祭がございます。これは毎年行われているものですが、あえて今回ご報告しているのは、5月の定例教育委員会でご審議いただきました後に、三浦市指定重要無形民俗文化財として承認されました。そこで、7月15日に指定書の交付式が海南神社でございます。11時半から12時の間くらいと思っております。これも教育委員会として行うものですので、お時間がありましたらご出席いただければと思っております。

それから7月25日に、第2回の教科用図書採択検討委員会を開催いたします。この後、後日開催される臨時教育委員会の中で採択という流れになります。既に、展示されている教科書をご覧になっていただいている委員さんもいらっしゃると思いますが、現在採択に向け準備中ということでもあります。

最後に、7月の定例教育委員会の前、7月20日に1学期の終業式があります。その2日前の18日に定例校長会を予定していますので、夏休みを前にしての先生方、児童・生徒のことについて、私の方から色々な面での注意喚起をさせていただくことを申し添えます。

以上、教育長報告を終わります。

○三壁教育長 ご質問等がございましたらお願いいたします。

○三壁教育長 ございませんか。なければ教育長報告を終わります。

それでは、次第5「報告事項」に入ります。

(1)平成29年5月の後援名義等使用について、報告をお願いします。

○増井教育総務課長 平成29年5月の後援名義等の使用についてご報告いたします。

議案・資料1ページ、資料1をご覧ください。

平成29年5月に資料記載の学校教育課関係4件、文化スポーツ課関係7件、青少年教育課関係1件、計12件の申請について、承認をいたしました。内容等についてご質問・ご不明な点が

ございましたら、担当課よりご説明いたします。

○三壁教育長 報告は終わりました。ご質問等がございましたらお願いいたします。

○菊池職務代理 11 番の福祉作文コンクールについてですが、小学校や中学校に依頼をされているのですか。

○八巻学校教育課長 市内の小学校、中学校ともに依頼をしています。

○三壁教育長 私の方から 1 つ。7 番のソフトバレーボールクラブの交流会ですが、何チームくらい参加する予定でしょうか。

○堀越文化スポーツ課長 現在のところ 19 チームの参加が予定されています。

○三壁教育長 他にございませんか。

次に、(2)一般社団法人みうら学・海洋教育研究所に係る決算及び事業計画について、説明をお願いします。

○八巻学校教育課長 一般社団法人みうら学・海洋教育研究所に係る決算及び事業計画についてご説明します。

別紙としてお配りしました資料 11 をご覧ください。

平成 28 年度一般社団法人みうら学・海洋教育研究所事業実績報告書でございます。

1 小・中学校における海洋教育カリキュラムの開発及び実践、2 体系的・永続的な海洋教育の人材配備及び人材育成、3 郷土三浦を愛する子どもを育てるための海洋教育教材・教具等の基盤整備、4 その他法人の目的を達成するために必要な事業として(1)、(2)の事業がございました。

次に、決算費用等につきまして、議会報告の様式に沿って 4 ページに渡って記載しています。財源につきましては日本財団法人の補助金によりすべて実施しております。

最後のページは、平成 29 年度一般社団法人みうら学・海洋教育研究所事業計画書でございます。今年度においては、平成 28 年度の事業を更に充実したものにするよう実施してまいります。特に 3 海洋教育に関する情報発信、に力を注いで活動していく予定です。

以上で報告を終わります。

○三壁教育長 報告は終わりましたが、議会との関わり方について、教育部長の方から補足して説明をお願いします。

○君島教育部長 地方自治法の規定により、市町村が一定の割合以上に出資している団体、または一定の割合以上に債務を負担している団体等については、決算終了後次の議会において事業報告及び決算の報告等をする旨定められております。一般社団法人みうら学・海洋教育研究所につきましては、決算書類にもありますとおり、159,000 円が教育費より支出されて創立さ

れた経過があります。そのために、7月に開催予定の三浦市議会定例会におきまして、本日ご提示しております実績報告書及び財務諸表並びに事業計画書を報告する予定となっております。以上で説明を終わります。

○三壁教育長 報告は終わりました。申し遅れましたけれども、この報告の関係で、みうら学・海洋教育研究所の渋谷事務局長にも本日は出席いただいております。ご質問等がございましたらお願いいたします。

○下里委員 決算書の中に監査の項目がありませんが、この法人において監査は必要ないのでしょうか。

○君島教育部長 当該法人の事業体の中では監査が行われております。本日教育委員会にご報告するに際して、また、今後議会に報告するに際して、法人の中で監査が行われているのは当然という前提ですので、監査の結果はご提示しておりません。

○下里委員 できれば、監査を行ったという形が見えるといいのかなと思いました。もう1点、この決算書を見ますと予算が約3,200万円、消耗品費が約1,100万円となっておりますが、予算の割に消耗品費が多いと感じて気になりますので、消耗品の内訳をご報告いただくといいのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

○君島教育部長 まず、監査の様式に関してですが、法人の定款や、いわゆる公益法人法と言われる法令に基づきまして、教育委員会への報告は任意ですので報告という扱いをさせていただいております。議会への議案としての報告は法律で定められた事項ですので義務となります。その中で、監査を行ったことについては、一般の団体の決算調書には何月何日に監査を行ったという帳票が付いている、というご指摘かと思います。

その帳票を付けることにつきましては、必置規定がございません。議会の方に提出する資料について、その必置規定がないということ、また、団体が公表している資料としても監査を行ったこと書類がございません。そうしますと、教育委員会としまして、監査を証する書類を団体からいただく方法としましては、もともと出資している、あるいは団体の社員である教育長と副市長を通じて実態としては把握しておりますし、理事としても参画しておりますが、帳票を聴取する手法について、明確な根拠規定及びその根拠を利用すべきかどうかの判断がこれまでなされておられません。よって、今年度につきましては添付していない、とお答えさせていただきます。今後、教育委員会の議案資料において監査の帳票を添付するかにつきましては、検討させていただきます。

次に消耗品についてですが、今日は渋谷事務局長にご同席いただいておりますので、詳細についてはご説明いただきますが、これは事務局がいわゆる事務用消耗品として支出しているものではございません。海洋教育を推進するために、備品等を各学校に提供しているものでございまして、その費用を勘定科目として消耗品費に計上しているものです。詳細につきましては渋谷事務局長から説明させていただければと思います。

○下里委員　　今のお話を伺って、監査については監査法人等が入っていないわけですね。

○君島教育部長　　みうら学・海洋教育研究所の規定により、監査法人は入っておりません。市の会計管理者を務めているものが監査を行っているという状況でございます。

○三壁教育長　　では、消耗品の関係の詳細について、渋谷事務局長から説明をお願いします。

○渋谷みうら学・海洋教育研究所事務局長　　この消耗品費のほとんどが市内 11 校に対しての例えば水槽であるとか、顕微鏡、デジタルカメラ等の品物になっております。それに加えて、私たちが事務局で使用しているプリンター等の費用も入っておりますが、ほとんどは学校に配布しました物品の金額です。ここだけ突出している状況ではありますが、このような理由であるとうご理解いただければと思います。

○松尾委員　　消耗品の約 1,100 万円について、各学校に備品等を配布していただいているものとお伺いましたが、だいたい 1 校につきどのくらいでしょうか。

○渋谷みうら学・海洋教育研究所事務局長　　1 校 70 万円から 80 万円の間と把握しております。

○三壁教育長　　そもそもみうら学・海洋教育研究所については、以前もお話ししたとおり、東京大学臨海実験所が日本財団から 4 年間に渡って助成金をいただいていたのですが、これが終了し、そして一般社団法人みうら学・海洋教育研究所を代表理事が副市長ということで立ち上げた、この初年度の助成金が 3,200 万円でした。

この報告については、議会報告をするにあたり、市長部局の法制文書課を含めて見ていただいているものですし、手続き上監査関係のことはここには記載されていませんが、教育委員会に対しては報告を行い、そして正式に議会に提出するというところでございます。

ただ、ここで報告として出す以上、委員さんからいただいた様々なご意見を受け止めていく必要があると思います。

○松尾委員　　この団体の決算報告が教育委員会に対してなされたのは初めての試みということで、資料については分かりました。1 点、事業計画書がありますけれども、日本財団に出す時は、項目 1～4 についてもっと具体的に書かれたものを提出されているのかどうかをお聞きしたいというのが 1 点と、今回道徳教育の教科書に関わって、かなり海洋教育に関連する教材が出ているわけですが、そういった視点も持ちながら事業実践をしていくことが重要になってくると思いますので、少しでも具体的な事業実践の内容を書いていただければありがたいなと思います。

○渋谷みうら学・海洋教育研究所事務局長　　1 点目のご質問につきましては、この資料のとおり財団に提出しています。

2 点目のご質問については、道徳等についてご指摘をいただきましたので、当然検討しているところではありますが、検討を続けていきたいと思っています。

○八巻学校教育課長 財団にはもっと詳しいものを報告してまいります。議会報告として今回の形になっているとご理解いただきたいと思います。

○君島教育部長 本日ご提示させていただいております資料はあくまでも一般社団法人みうら学・海洋教育研究所のものでございます。海洋教育をどのように進めていくのかという部分は、当然海洋教育研究所と一緒に進めていくわけですが、松尾委員からご指摘いただいた部分を含めて、学校教育課が中心となって行っていきたいと思っております。

○菊池職務代理 給与手当についてですが、822 万円計上されていますけれども、どういう内訳になっていますか。

○八巻学校教育課長 研究所は事務局長をはじめ 3 名の職員で事務を行っておりますが、その 3 名分の給与手当です。

○菊池職務代理 事務局長以外の 2 名は市の職員ではないということですか。

○八巻学校教育課長 事務局長含め市の職員ではございません。

○下里委員 先ほどの消耗品の件ですが、費目をもう少し違う言葉に変えたほうがいいと思います。例えば、この消耗品費の中には事務局で使う消耗品も含まれていると思います。しかし説明を伺った中では、小中学校 11 校に顕微鏡やカメラや水槽などを配布したものが大半ということで、一般的に考えると、これを消耗品として片付けてしまうと誤解を招くのではないかと思いますので、次回からはそのあたりをお考えいただくといいのかなと思います。

○君島教育部長 いわゆる勘定科目の中で、経常費用は事業費と管理費に分かれておりまして、事業費の中に給与手当から減価償却費までの勘定科目がございます。管理費については 0 円という決算となっております。

事業費と申しますのは、財団の方から助成をしていただいておりますので、助成金の対象となる、みうら学・海洋教育研究所の主たる目的の遂行のために必要な経費でございまして、基本的には事務局の経費、いわゆる管理費ではないとご理解いただきたいと思います。

また、勘定科目につきましては、一般的ないわゆる会社法の勘定科目とは異なる部分がございます。社団法人、財団法人の勘定科目につきましては内閣府等から基準が示されておりますが、その基準をもとに日本財団の方で使用しております勘定科目に一部合わせるような作業をして、現在の勘定科目による決算を行っているところです。

ただし、委員のご指摘のように、これは何に使っているのかということにつきましては、次年度以降参考資料としてご提示できるよう検討してまいりたいと思っております。

○三壁教育長 日本財団と海洋教育研究所とでやりとりし、精査したものが今回ご報告しましたものです。こういう形で教育委員会に提出されれば、ご意見が出るのは当然だと思いますけ

れども、財団とのやりとりがしっかりとされているということをお示ししたいと思います。

○松尾委員 一つだけ心配なのは、学校にも国庫の補助金を使用してコンピューターを入れた場合など、設置した場所やその使い方についてなどの会計検査員の厳しい検査があったと思いますが、各学校に配布した物品等の使い方等についても監査があるのでしょうか。

○君島教育部長 今回いただいている助成金はあくまでも日本財団からの助成金ですので、国庫の補助金を使用した場合のような検査はないと認識しています。ただし、助成金をお出しいただいている中で、本当に役に立っているのかということで現場をご確認いただく可能性を否定するわけではありません。基本は海洋教育研究所の事業ですので、財団の監査を受けるにしても研究所が基本的には受けることになります。

なお、先ほどまでのお話に補足させていただきますと、私どもの感覚では備品にあたるようなものであっても、財務上の区分で消耗品となっていたり、リース料という科目もありますが、これも貸借対照表の中にリース財産という項目がありません。費用としてのリース料で、毎年の支出です。ほぼすべての物が消耗品的な支出でございますので、何年後かに、使い方等はどうなっていますかと監査対象になることはほぼ無いと思います。

○三壁教育長 教育長としての考えですが、日本財団とみうら学・海洋教育研究所が提携して、補助金を予算としていただくことで、なかなか市の予算で購入できない消耗品も含めて小中学校 11 校の役に立てばいいと思っていますので、そこで金額がかかるのは当然だと思っています。研究所を運営している職員の人件費が大きくなるのも当然だと思っていますし、これらはかなり長い時間日本財団とやりとりをして、財団からも了解を得ているものですから、その中での今回の決算報告ですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○三壁教育長 よろしいですか。

それでは、次第 6 「審議事項」に入りたいと思います。

議案第 13 号「平成 29 年度三浦市一般会計補正予算（第 1 号）に関する申出について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○増井教育総務課長 平成 29 年度三浦市一般会計補正予算（第 1 号）に関する申出についてご説明いたします。

議案・資料 3 ページ、資料 2 をご覧ください。

本案件は、平成 29 年度三浦市一般会計補正予算（第 1 号）につき、資料記載のとおり申出をすることについて承認を求めるものです。

歳出予算につきまして、教育費の補正前の予算額、8 億 856 万 6 千円に、156 万 7 千円を増額し、補正後の予算額を、8 億 1,013 万 3 千円にするものです。

歳出増額は、小学校費の学校管理費です。

補正事業の内容ですが、小学校義務教育施設維持管理事業経費のうち修繕費を増額するものです。

学校生活を健全にすごすために急務となる修繕であることから、補正予算を計上いたしましたところでは。

以上で説明を終わります。

○三壁教育長 説明は終わりました。ご質問等がございましたらお願いいたします。

○三壁教育長 教育費に関することですから議案としてご説明しておりますけれども、補正の関係ではこの他にもたくさんの市長部局からも予算要求がなされています。当初予算で計上できればいいのですが、それでも急を要するものについてはこうやって補正予算を組むことが学校との信頼感にも繋がっていきますから、このように対応しているわけであります。

○三壁教育長 他にございませんか。

なければお諮りいたします。

議案第 13 号「平成 29 年度三浦市一般会計補正予算（第 1 号）に関する申出について」、原案のとおりとすることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議ないようですので、そのように決しました。

○三壁教育長 次に、議案第 14 号「平成 29 年度三浦市教育委員会所管事務事業点検・評価基本方針について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○増井教育総務課長 平成 29 年度三浦市教育委員会所管事務事業点検・評価基本方針についてご説明します。

議案・資料 5 ページ、資料 3 をご覧ください。

本案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づく平成 29 年度三浦市教育委員会所管事務事業点検・評価報告書を作成するにあたり、その基本方針を別紙資料のとおりとすることについて承認を求めるものです。

ご承認いただきたい内容は、対象事業の選定、点検・評価の手法についてとなります。

対象事務事業は、点検・評価事業の継続性を考慮し平成 28 年度と同じく「教育委員会の権限に属する事務」のうち業績目標を設定した事業と政策的に重要な意味を持つ事業といたしたいと考えております。

選定理由は、資料 8 ページに記載のとおりです。

点検・評価の手法は、資料 11 ページに記載しております。

こちら平成 28 年度と同じく、三浦市版行政評価のための業績目標を活用し、事務局にて自己評価を行い、その結果について教育委員の皆様並びに有識者の意見をいただく考えです。

この点検・報告は、9 月開催予定の三浦市議会第 3 回定例会、総務経済常任委員会、都市厚

生常任委員会の協議会において報告をいたしますとともに三浦市公式ホームページにおいて公表をいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三壁教育長 説明は終わりました。

例年のこととは言え、丁寧に、慎重に関わっていかなければならないですね。特に玉井委員は初めてですので、皆さん何かご質問等がございましたらお願いいたします。

○菊池職務代理 今回点検するのは、9ページにあります点検・評価対象という項目に丸がついているものということでよろしいですか。

○増井教育総務課長 そのとおりでございます。対象事業は13事業になります。

○三壁教育長 日程などについてはどうなりますか。

○増井教育総務課長 今後、8月3日に事業ヒアリングを行いたいと思っております。

○松尾委員 点検・評価に直接関わることはありませんが、この表で言うと学校教育課の教育指導事業の範疇ですけれども、もし今市内に、いじめ死亡事故のような重大事態が発生した場合に、各学校から報告書が上がってきますよね。その時にそれを受けて具体的にどういう手順でもって事態の解決を図っていこうと考えていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

2点目は私のような教育委員に対しては、どういう報告がなされてどう対応していくことになるのか。

3点目は、事態の進行によっては第三者委員会を発足させなければいけない。その時の構成人員とか、構成員の要件などについても、まだ分からないと思いますがあらかじめ考えておく必要があると思いますので、以上3点について教えてください。

○三壁教育長 委員のおっしゃったことについては、とても大事なことだと思っておりますが、ここで言う点検・評価とは別にして考えて、後ほど「その他」で取り扱うこととさせていただきます。よろしいですか。

○松尾委員 そのようにしていただいて結構です。

○三壁教育長 他にございませんか。

○玉井委員 私は昨年の10月から委員をさせていただいて、昨年度の事業については半年しか分からないのですが、前半の半年分については、ヒアリングの時に担当の方からお聞きして把握していくということになりますか。

○増井教育総務課長 事業につきまして、まずこちらで自己評価を行います。その中に、こう

いった事業を行ったという内容も記載しますので、その上でご不明な点はヒアリングの時にご質問いただきまして、評価をいただければと思っております。

○松尾委員 今回は平成 28 年度事業の評価ですね。

○増井教育総務課長 そのとおりです。

○三壁教育長 他にございませんか。なければお諮りいたします。

議案第 14 号「平成 29 年度三浦市教育委員会所管事務事業点検・評価基本方針について」、
原案のとおりとすることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議ないようですので、そのように決しました。

○三壁教育長 次に、次第 7「その他の事業について」に入りたいと思います。

(1)夏のスポーツ行事について、説明をお願いします。

○堀越文化スポーツ課長 夏のスポーツ行事についてご説明します。

議案・資料 14 ページ、資料 4 をご覧ください。

教育委員会が共催して行う各種スポーツ教室事業につきまして、順に報告をさせていただきます。

まず、バドミントン教室ですが、三浦市バドミントン協会の主催で行います。

開催期間は、7 月 15 日（土）から 23 日（日）の間で全 5 回の開催予定となっています。

会場は潮風アリーナです。対象者は小学生以上から一般男女で、初めてラケットを握る人からゲームを楽しめる人まで、原則毎回参加できる人とし、定員は 50 人です。

申込期間は既に 6 月 1 日から始まっており、6 月 30 日（金）までです。現在の申し込み状況は、昨日現在で 34 人です。

次に、第 4 回三浦市少女・（少年）ミニバレーボール大会です。

ご案内のとおり、平成 25 年度までは教育委員会が主催で実施してきましたが、参加者数の減少により、教育委員会主催事業としては平成 25 年度の第 16 回大会をもって終了した事業です。

平成 26 年度から、主催が三浦市ミニバレーボール連合会となり、今年が第 4 回目の大会となります。

教育委員会主催時と大きく変わった点としては、チーム編成が区単位ではなくなること、参加料の負担があることです。また、今年度より小学校の部に新たに混合の部を設け、男子も参加できるように変更がなされました。

開催日は、8 月 6 日（日）、場所は潮風アリーナです。

最後に、学校プール開放事業でございますが、中学校3校のうち、三崎中学校につきましては、7月21日（金）から8月20日（日）までの開放で、そのうち8月1日から8月20日までの間は12時から午後4時まで一般開放いたします。

南下浦中学校、初声中学校につきましては、7月21日（金）から8月15日（火）までの期間、団体開放をいたします。

以上で説明を終わります。

○三壁教育長 説明は終わりました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

○菊池職務代理 学校プールの施設開場ですけれども、監視体制といいますか、監視員の配置についてお聞きしたいのと、団体開放の場合、事前に申込をしてその時だけ開けるということなのか、教えてください。

○堀越文化スポーツ課長 プールの一般開放につきましては委託をしており、その要項の中で常時2名を配置するという体制になっております。

団体開放につきましては当日行っても使用できず、事前に予約を入れることになっており、監視体制につきましても団体で注意を払って使用するということになっています。

○菊池職務代理 そうしますと、団体、例えば子ども会で行った場合には保護者の方が自分達の子ども達を面倒見るという形ですね。

○堀越文化スポーツ課長 そのとおりです。

○三壁教育長 ちなみに団体開放はほとんど子ども会ですか。

○堀越文化スポーツ課長 子ども会の他に任意の集まりもありますし、スポーツクラブ、学童保育といった団体が使用しています。

○三壁教育長 任意の集まりとはどういったものですか。

○堀越文化スポーツ課長 スポーツの愛好家の方の集まりですとか、任意ではありませんが消防団なども使用されています。

○三壁教育長 子ども会で使う場合に、子ども会指導者がお子さんの保護者の方に頼むなどしてプールサイドで見えていただく、これが教育委員会と施設側の条件ですよ、きちんと管理してくださいということですね。

任意の団体については初めて聞いたのですが、そういった団体についても学校側からきちんと話がいつているのでしょうか。

○堀越文化スポーツ課長 お話はしっかりさせていただいています。

○菊池職務代理 先ほどご質問したのは、プールの事故というのは大変な事故になりますので、管理体制はどうなっているのかご質問させていただきました。

○三壁教育長 一般開放も団体開放も変わりなく、管理はしっかりしていかななくてはいけないと思いますけれども、何十年も慣例でこういった体制になっていると思います。一般開放の場合は市営プールの監視員に来てもらっていましたが、現在は委託業者が監視体制を確保しているということです。今職務代理が言われたように、団体開放であっても事故が起きてはいけませんので、十分配慮するようにと、教育委員会から学校を通して団体に伝えていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

私のほうからは、第4回三浦市少女・（少年）ミニバレーボール大会について、先ほどの課長の説明で平成25年度まで教育委員会の主催事業として行っていたものが、参加数の減少により主催事業としては終了したという話ですけれども、教育委員会では少年野球もやっていて、そちらは当初の目的を達成したわけですから、教育委員会としては減少だけでなく目的の達成という部分もあるわけです。その中でミニバレーボール連合会が自分達でぜひ大会をやりますという話になって、今年で第4回を迎えるということですよ。第3回までと第4回とで違う点を説明していただけますか。

○堀越文化スポーツ課長 小学校の部に男子も参加したいという声が寄せられまして、今年から女子だけの部の他に、コートに男子が2名まで出場できる混合の部を設けました。また、参加費が500円から700円に上がりました。

○松尾委員 男子は今年からということですね。

○三壁教育長 男子だけでチーム編成ができないんです。主催する側としては男子の部を設けたいという話も出ましたが、1～2チームでやることになっても仕方がないということで、混合でまずはやってみようということのようです。これは2020年のオリンピックよりも先取っているかもしれません。連合会も一生懸命やってくださっています。

○松尾委員 教育委員会主催事業として終了して、今の体制になって4年目ということですよ。4年前の終了の閉会式の時に、私が「これで終わります。」と言ったものですから。主催事業終了後、どのような参加状況になっていますか。

○堀越文化スポーツ課長 後ほど確認してお答えさせていただきたいと思います。

○三壁教育長 他にございませんか。では後ほどお答えいただくとして、先に進みたいと思います。

続きまして、(2)みうらっ子ライブラリー「花いっぱいになあれ読書スタンプラリー」の開催結果について、及び(3)みうらっ子ライブラリー「こわーい！？おはなし会」の開催については図書館の事業ですので一括で説明をお願いします。

○細田青少年教育課長兼図書館長 みうらっ子ライブラリー「花いっぱいになあれ読書スタンプラリー」の開催結果についてご説明します。

議案・資料 15 ページ、資料 5 をご覧ください。

この催しは、「みうらっ子ライブラリー」の一環として平成 29 年 3 月 22 日（水）から 5 月 30 日（火）までの約 2 か月間、図書館本館にて開催したものです。

内容は、幼児から小学生を対象にスタンプラリーを行い、本の貸出し冊数に応じて図書館本館に掲示されている花壇に見立てた区画に自分の花を貼り出すものです。子ども達に楽しみながら読書に親しんでもらう取り組みとして、参加者は延べ人数で 106 人となりました。

アンケートの感想にもあるように、参加した子ども達だけでなく保護者の方々にも大変好評をいただくことができました。

みうらっ子ライブラリー「花いっぱいになあれ 読書スタンプラリー」の開催結果について、説明は以上です。

続きまして、みうらっ子ライブラリー「こわーい！？おはなし会」の開催についてご説明します。

議案・資料 16 ページ、資料 6 をご覧ください。

「みうらっ子ライブラリー」は、第 2 次三浦市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書に親しむきっかけづくりのために三浦市図書館が行うもので、平成 28 年度より継続した取り組みとして様々な催しを行っているものです。

昨年度は図書館本館のみで行っていましたが、今年度は 8 月 19 日（土）に初声分館にて、20 日（日）は南下浦分館にて、それぞれ午後 5 時 30 分より、「みうらっ子ライブラリー こわーい！？おはなし会」と題して開催いたします。

対象は幼児から小学生で、各会場とも定員は 20 名となります。今回は開催時刻が夕方からとなるため保護者同伴としていますが、各会場の定員については保護者を含めず子どもの参加者数としています。参加費は無料で、先着順のため定員に達し次第、申込み締め切りとなります。

また、参加者の募集については 8 月 2 日（水）より開始しますが、7 月 1 日配布の市広報誌「三浦市民」に掲載いたしますのでご承知おきください。

以上で説明を終わります。

○三壁教育長 説明は終わりました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

○三壁教育長 本当に積極的に事業展開をしまして、これだけの成果が上がっています。ぜひこれからも打合せをして、新しい企画も打ち出してほしいと思います。

○菊池職務代理 一つよろしいですか。「こわーい！？おはなし会」についてですが、読み聞かせをするのか、他にも催し物があるのか、もう少し詳しい内容をお聞きしたいと思います。

○細田青少年教育課長兼図書館長 初声と南下浦分館の非常勤職員合計 8 名が、それぞれ読み聞かせの他にも紙芝居、なぞなぞ、物語に合わせたおばけの飾りつけ等の演出を担当する予定です。

○菊池職務代理　　こういう工夫をされて、読書に親しむというのはいいことだと思います。これから頑張ってください。

○三壁教育長　　他にございませんか。

続きまして、(5)三浦市社会教育講座「みうらの夏野菜をおいしく食べる料理講座」及び(5)「したうら塾」の開催については南下浦市民センターの事業ですが、本日南下浦市民センター館長が欠席しておりますので、文化スポーツ課長から一括で説明をお願いします。

○堀越文化スポーツ課長　　三浦市社会教育講座「みうらの夏野菜をおいしく食べる料理講座」について、説明いたします。

議案・資料 18 ページ、資料 7 をご覧ください。

三浦の夏野菜としても有名な南瓜と茄子を使った料理講座を 7 月 20 日（土）に開催します。

この講座は地産地消の推進も兼ねており、この講座を通して三浦の野菜がより市民に知れ渡ればと思っております。

講師は、県認定ふるさと生活技術指導士である吉田和子(ともこ)氏です。南下浦市民センターで開催している料理講座で多く講師をしていただいております。人気があり、野菜料理のカリスマとも言うべき方であります。

メニューは、南瓜の煮物、肉巻き、ポタージュに簡単揚げ茄子を予定しております。

次に、三浦市社会教育講座「したうら塾」の開催について説明いたします。

議案・資料 19 ページ、資料 8 をご覧ください。

夏休み期間中に児童と保護者を対象に「したうら塾」を開催します。

今回の 4 講座は、すべて新規の企画であります。

まず、親子自然観察講座ですが、昨年度に一般の方を対象に小網代の森において自然観察会を開催したところ、大変好評で、児童を対象に開催してほしいとの要望が寄せられ、今回、「したうら塾」の中に設定した講座であります。

7 月 2 3 日は大潮になることからこの日を選んでおり、10 時半前後に、浦の川河口に大きな干潟が出現します。

行程は、南下浦市民センター集合、解散で市のマイクロバスを利用し小網代の森に移動をします。

次に犯罪防止講座ですが、最近、携帯電話やスマートフォンの所有年齢が下がってきていることから、きちんとした知識を持たないまま通信回線を使用してしまう怖さを知ってもらうことと、夏休み期間中に犯罪に巻き込まれないよう、予防の目的も含めた講座内容を三崎警察署、生活安全課長の森岡敏明氏に依頼をしています。

続いて料理講座ですが、三崎学校給食共同調理場の栄養士である久野都氏と南下浦市民センター社会教育指導員の石渡久子氏に講師をお願いしており、お二人にコラボしていただき、給食づくりと栄養、更には食育も含めて講義をしていただきます。

最後に子どもの人権講座であります。学校教育課の木村指導主事に「いじめについて考えよう」のテーマで実施していただきます。

このテーマは幅広く奥深いものでありますが、まずは児童目線で捉えるいじめについて、か

ら始まり、保護者に日常生活において心がけてもらいたい自覚等についても触れて頂くようお願いしております。

以上で説明を終わります。

○三壁教育長 説明は終わりました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

○玉井委員 「したうら塾」の7月31日開催の「SNSを知ろう」ですけれども、私も小学生や中学生と話す機会が多いので、みんながSNSをやっている早い時期から講座をするのはすごいいいと思うのですが、親子10組というのはあまりにも少ないような気がします。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○三壁教育長 小川南下浦市民センター館長が欠席ですので、お答えしにくい部分がありますが、確かに親子10組というのは少ないですね。もうこの形で準備がなされていると思いますが、見上初声市民センター館長、これはもうPRしているものですね。

○見上初声市民センター館長 今回ご報告しているということは、三浦市民の7月1日号に定員も含め掲載されていると思います。ただ、応募はたくさん来るとしますので、私のはっきりお答えできるものではありませんが、講師の方とも相談して、定員については変更できるかとも思います。

○三壁教育長 講師の方とご相談してということになるかと思いますが、10組だったところを20組にして、21組目からはお断りということでは苦情も出ると思いますので、そのあたりは慎重にいかなくてはけません。

いずれにしてもこの件は玉井委員がおっしゃったように、せっかくの講座ですし、申し込みもあると思いますから、小川館長にしっかり伝えたいと思います。

○下里委員 玉井委員がおっしゃったように、SNSの使用年齢がどんどん下がっていますから、早いうちに教育をしていかないと、色々なことに巻き込まれてしまうケースも出てくると思いますので、極力そういう方向で、いっぱいの人に聞いてもらえるようにしていただきたいと思います。

○松尾委員 私も思うんですけれども、小網代の森散策や親子で給食づくりは10組程度でいいかなと思います。ただ、SNSやいじめのことはもう少し人数を増やした方がいいと思いますので、もしできれば対応していただきたいと思います。

○君島教育部長 SNSにつきましては、昨年度青少年教育課が主体となって事業を行わせていただきました。また、教育委員の皆様の中には道德の教科書をご覧いただいた方もいらっしゃると思いますが、小学校1年生のカリキュラムの中に、既に携帯電話のマナーやルールに言及している出版社もあるように見受けられました。低年齢化という点では、小学校入学前の段階からも視野に入れる必要があると考えております。

先ほど教育長からお話しがありましたように、今年度の事業についても講師の方と相談のうえ、可能であれば定員についての検討を行います。また、次年度以降もSNSに限らず定員に関して担当課とよく相談して進めていきたいと思います。

○八巻学校教育課長 学校におきましては、三崎署生活安全課、神奈川県警相談・保護センター、それから各企業の携帯電話教室というものを実施しております。特に学校警察連絡協議会の中で、警察に頼む時は生活安全課に一本化して、どちらか都合のよい方が来てもらえるようにして、各校情報モラル教室を行っている状況です。特に、保護者に対しても注意しなくてはいけないということで、各校保護者会の時に来ていただいて、20分程度保護者に対しても注意喚起をしているところです。

○三壁教育長 他にございませんか。

続きまして、(6)三浦市社会教育講座「親子やきもの教室」の開催について説明をお願いします。

○見上初声市民センター館長 三浦市社会教育講座「親子やきもの教室」について、説明いたします。

議案・資料20ページ、資料9をご覧ください。

この講座では、親子で動物の焼き物を作り、創造の喜びを体験するとともに焼き物の製造過程を学びます。

7月23日(日)に粘土で動物の形を作り、8月6日(日)に色付けをします。素焼きと本焼きは講師が行いますので、親子での参加はこの2日間になります。完成した作品は8月14日(月)以降に引き渡しをします。

参加対象は、小学生・中学生とその保護者で、定員は15組、先着順です。

講師は、南下浦中学校の美術の担当の上田博幸教諭です。

7月号の「三浦市民」、三浦市のホームページで周知をします。

以上で説明を終わります。

○三壁教育長 説明は終わりました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

○三壁教育長 ございませんか。

続きまして、(7)平成29年度版三浦市社会教育講座について、説明をお願いします。

○見上初声市民センター館長 平成29年度版三浦市社会教育講座について、説明いたします。別冊でお配りしております、資料10をご覧ください。

1 社会教育講座の基本的な考え方は、「三浦らしい教育の実現」を基本理念に掲げた、「三浦市教育大綱」の基本目標の中に位置づけられています。

2 社会教育講座の開催状況については、平成28年度は南下浦市民センターでは21の講座を開催し、初声市民センターでは18の講座を開催しました。市内の公民館は南下浦市民センターと初声市民センターの2箇所であり、社会教育講座を実施しているのもこの2箇所ですが、

地域別の参加者の割合を見ると、三崎地区、南下浦地区、初声地区とも満遍なく参加者がおり、市内全域をこの2つのセンターで実施する講座で充分カバーできているものと考えております。

4 市民のニーズの把握については、講座の受講者した方にアンケートを実施しており、参加した講座に対する満足度はいずれも高い結果となりました。講座の内容については出された意見を今後参考にしていきたいと思います。

5 本市における課題点としては、社会教育講座の魅力向上、個人的生活を高めるための講座の充実、社会教育講座に関する情報発信の充実、南下浦・初声市民センターの整備・維持管理があげられます。

6 充実した社会教育の実現にむけて、本市ならではの社会教育を推進するために、子どもから高齢者まで多様な市民の積極的な参加を促し、市民と行政の協働のもとで取り組んでいくことが求められています。そのため、市民自身が主役となり行政と協力して講座の企画・運営等に取り組むための仕組みの充実を図っていきます。

資料1は平成28年度に実施したセンター毎の実施結果です。資料2は平成29年度のセンター毎の計画となっています。資料3はセンター毎のアンケート結果です。資料4はアンケートの中で希望のあった講座をお示ししています。

以上で説明を終わります。

○三壁教育長 説明は終わりました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

○菊池職務代理 感想ですけれども、少ない予算の中で大変な事業を展開されているなと思い、努力には関心いたします。

市民の要望があるか分からないですけれども、小さい子どもを持つお母さん方が、講座に参加したい場合に託児をしてほしいという要望があるかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思えます。

○見上初声市民センター館長 今のところはそういった要望はございません。

○菊池職務代理 要望はなくとも、潜在的な意見はあると思いますので、アンテナを張っていただいて、だれでも参加できるような社会教育講座にしていっていただきたいと思えます。

○見上初声市民センター館長 そういった方もご利用いただけるよう、何かの折にご意見をお聞きする場を作りたいと思えます。

○松尾委員 意図的、効果的に書いてあるわけですがけれども、三浦市教育大綱が資料の最後に載っていますね。大変素晴らしいなと思うんですが、生涯学習の推進についての目標が2つ、これを完璧にクリアできているのかなという思いを持っています。この社会教育講座についての一定の成果集というのは非常に労作だなと思えますし、本当に地道にこういう形の積み重ねをしていくことが、教育大綱に書いてある生涯学習の推進に繋がっていくのではないかと思いますので、平成28年度の事業を評価する際に、大いに役に立つ資料ではないかと思っております。

います。ぜひこれからも充実した内容の編成で、社会教育講座をやっていただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○三壁教育長 堀越文化スポーツ課長、社会教育のビジョンについては現在策定中ですか。

○堀越文化スポーツ課長 そのとおりです。

○三壁教育長 当然大綱があって、ビジョンがあって、こういった講座があるというように、セットになっているものですが、今はそうなりつつあるということです。社会教育委員会議会で揉んでもらっているわけですが、まもなくできるということですね。

○堀越文化スポーツ課長 はい。今年度中に策定の予定です。

○三壁教育長 大綱が既にできているので、できるだけ早い方がいいと思います。

松尾委員から今、お褒めの言葉をいただきましたが、こういったことが一般市民にも伝わるようにして、何をやっているか分からないということがないようにしてほしいと思います。大変貴重な資料でしたが、委員の皆さんも事前に目を通していただいているものですし、読み上げるだけでなく、説明もさらに工夫をしてほしかったなという感想です。中身はとても良かったと思います。

○下里委員 社会教育講座について、非常に予算も少なく、大変なのは重々承知しています。その中で、一生懸命皆さんがやっていらっしゃるの重々分かっているんですが、少し違うサイドから考えてみて、単発で終わる講座はとても多いと思うんですが、生涯学習として位置付けると、長い回数を重ねて学習していくというような講座が欲しいなと思うんですね。そうするとそこに携わっている人の意識もどんどん高まっていくのではないかなと思うのですが、ご検討いただきたいと思います。

○堀越文化スポーツ課長 社会教育講座につきましては、文化スポーツ課におきまして社会教育講座実行委員会を年に3回開催させていただいております。大変限られた予算、人員の中で実施しているわけですが、高齢者の方も増えておりますので、生涯学習について体系的に整理をしまして、長く受講していただけるように毎年新しい視点を持ち、来年度に繋がる事業を展開してまいりたいと思います。

○三壁教育長 よろしいですか。では、ここで先ほどの松尾委員からのミニバレーボール大会に関するご質問の回答をお願いします。

○堀越文化スポーツ課長 先ほどは失礼いたしました。

平成25年度まで教育委員会主催で行っておりまして、平成26年度以降、ミニバレーボール連合会の主催に変わり3回開催されております。その3回の参加状況ですが、平成26年度は小学生が10チーム、中学生は参加がありませんでした。平成27年度は小学生が6チーム、

中学生が7チーム、合計13チームでした。昨年度は小学生11チーム、中学生3チームの合計14チームという状況でした。

ちなみに教育委員会主催で最後に開催しました平成25年度の参加状況は小学生のみ8チームという状況でしたので、この時の参加状況が維持されていると考えております。

○三壁教育長 よろしいですか。それでは先に進めたいと思います。

それでは、次第8「その他」に入りたいと思います。

先ほど松尾委員からお話がありました。そのことで八巻学校教育課長から説明をお願いしたいと思います。

○八巻学校教育課長 いじめ防止対策方針の進め方については、継続の検討事項として引き継いでおります。松尾委員がおっしゃるとおり、早急に整えなければならないものと考えております。

いじめ防止対策法が国から下りてきた時に、各学校でいじめ防止対策方針を作らなければならないという義務がありました。ですから早急に作成するために、市の教育委員会が主体となり、各校の実情に合わせながら各校のいじめ防止対策方針、さらにそれに沿っての細かいマニュアルを作成し、持っているところです。各校でのいじめ防止、発見、早期対応についてのシステムは出来ていて、教育委員会に報告されるころまでは出来上がっております。その時点では、市の防止対策方針策定は義務ではなく、努力義務の範囲でしたので、先に学校の方を整備したという事情があります。

市の方ですが、先ほど松尾委員がおっしゃったように、重大事案があった場合にはもちろん報告され、市長に報告し、市長の方で再調査や、第三者委員会の設置を決定する流れになります。そうしますと、教育委員会単体ではなく、市長部局の方で第三者委員会を設置しないといけないということで、現在法制文書課等と相談しながらそのシステムを作ろうとしているところです。幸いなことに三浦市ではまだ重大事案が発生しておりませんが、いつ起こるとも言えませんので、早急にそれを整えることが、現在の検討事項になっております。今のところは細かい部分まで教育長をはじめ、皆さんにご報告して進めていきたいと思います。

○三壁教育長 平成27年4月1日に施行された新教育委員会制度の中で総合教育会議の設置が義務付けられ、市長がトップに立って、教育委員さんや教育委員会の職員と会議を行うことになったというのは、要するにそういった事案が起きた時に、どうするのかを話し合う機会が作られたとも言えるわけです。

ですから学校教育課長が言った話というのは、第三者委員会にしても何も無い時から準備しないといけませんね。こういう時、メディアや他の市民から話が出るのは、いじめられて自殺までしているのに、対応が遅いということです。日常的に準備する必要があるし、市長にもこういった体系で整えたいと話をする必要がありますね。最終的にどういう形になるか分かりませんが、やはり総合教育会議だろうと思います。今は小学校の適正化の議論を進めていますけれども、当然それだけではないわけですから。課長のお話のとおり、準備をお願いしたいと思います。

先ほどの松尾委員のご質問については、これでよろしいですか。

○松尾委員　そうしたら、各学校から重大事案として上がってきますよね。そして、市長に報告する時に総合教育会議が開催されて、同時にそこに教育委員も出席するわけだから、教育委員への報告もそれでいいということですね。そして、会議で話し合いながら第三者委員会を設置しようということになればそれで解決していくわけですね。

私が先ほど言ったのは3点あって、1点目は解決の手順、2点目は教育委員にはどういう報告があって、どういう対応をするのか。3点目は第三者委員会の構成人員とか、構成内容についてお聞きしたわけです。最初の2点はよく分かりました。第三者委員会については総合教育会議で話し合うわけですか。

○八巻学校教育課長　その部分も事案が発生する前に設定しておかなくてはいけない部分だと思います。

○松尾委員　どういう人に委員をお願いするかとか、構成人員は5人でいこうとか、教育委員は1名でいいとか、だいたいのガイドラインを決めておけば、さっと対応できるわけですね。この判断は市に任されているのですか。

○八巻学校教育課長　はい。そのように考えております。

○三壁教育長　学校から上がってきたいじめ等の報告については、逐一市長に細かい話もほとんどされています。ただ、定例教育委員会の中で何月何日にこういう事案がありましたというご報告をするかについては、教育委員会の中で選別しているというのが現状です。個人情報の問題もあります。2年前に大きな事件が起きて、当時皆さん承知されていたとは思いますが、報告については難しい部分もありますね。しかし、教育委員さんに知らせないで市長だけ報告するわけにはいきませんから、逐一ご報告できるよう、部長が核になって、そのあたりも整理した方がいいですね。

○松尾委員　ただ、重大事案というのはどういうことを指して重大事案と言うか判断が難しいですから、市長には全部報告が行くんでしょうけど、教育委員には市長が招集した際に話そうというような、具体的に細かいいじめ事件は多くあるんだろうと思います。私が聞いている話も多くあります。それが教育委員会の俎上には上らないけれども、具体的には知っているわけです。その中で、重大事案というのは会議の場で言わなければならないほど重大なものですから。

○三壁教育長　そうです。その場合、総合教育会議は市長が主催であるにしても、教育委員さんには事前にお知らせをする中で会議を開催するとか、こういう手順は踏まなくてはなりません。

○三壁教育長　その他、教育委員の皆さんから何かございますか。ないようでしたら、以上で「その他」を終了いたします。

○三壁教育長 これをもちまして、平成 29 年第 6 回三浦市教育委員会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

—————◇ 午後 3 時 15 分 閉会 ◇—————